

障害年金通信

新潟障害年金相談センター
〒959-1232 燕市井土巻 2-238
TEL : 0256-47-6722 FAX : 0256-46-8442
MAIL : aobasr@gmail.com

Vol.6



事例紹介



田上町・20代女性
統合失調症

1. 相談に来られた時の状況

ご本人が19歳の時に、お父様からご相談がありました。小学生の頃から、言葉で意志伝達したり、周りに合わせたりすることができず、「広汎性発達障害」、「抑うつ状態」と診断を受けていたそうです。高校卒業後は引きこもり状態で、病院に行こうにも、暴れて連れて行くことが出来ず、現在は意志の疎通が全くとれない状況とのことでした。20歳になれば障害年金を申請できることを知って、今後娘様が就労する事は不可能だろうと判断し、相談にいらっしゃいました。

2. 経過

20歳の誕生日前に、ご家族の協力のもと、何とか病院を受診して頂いたところ、即時入院となりました。診断は、「統合失調症」でした。小学生の頃から悩まされているご病気と因果関係がなし、ということになれば、そこから1年半を待たなければ申請をすることができません。その為、小学生の頃から現在と同じ症状が続いており、診断名は変わったものの、幼少期の障害と現在の障害が別ものであるという感覚は一切ない、というご家族の意見を、具体的なエピソードとともに医師にお伝えしました。診断書には幼少期の状況と、「小学生の頃から現在の症状が出現している」旨の文章を明記して頂きました。

3. 結果

障害基礎年金1級の受給が決定し、年額96万円の受給が決定しました。

ご両親は、この先ご自分達が高齢になっていく中で、娘様をどう養っていくか非常に悩んでおられましたので、これで将来の生活の目途がたつたと安堵しておられました。

Q&A



悪性リンパ腫で、先日まで入院して抗がん剤治療を行っていました。現在は退院して、検査結果も正常値に戻ったのですが、体力の著減や、手足のしびれによって、とても働ける状態ではありません。検査結果が正常に戻っているので、障害年金は受給できませんか？

血液・造血器疾患による障害認定基準には、以下のよう
に規定されています。

- 血液・造血器疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等(薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等)、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定する。
- 検査成績のみをもって障害の程度を認定することなく、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

障害年金の認定に重要となるのは「日常生活への支障の程度」です。検査結果が正常＝日常生活に支障なしとは言えません。従って、検査結果に異常値がなくても、その障害に起因する日常生活への支障の程度によっては、認定される場合もあります。

その為、医師に患者の日常生活の状態と上記の障害認定基準の両方を理解した上で、検査結果以外の自覚症状、日常生活への支障についても、診断書に正確に記載してもらうことが非常に重要となります。

豆知識

最終的に障害年金の受給可否を決定するのは、申請者本人でも、医師でも、社労士でもありません。**提出された書類から、年金法に基づいた厚生労働省の行政決定により、受給の可否が決まります。**

ですので、例えば前発の障害と後発の障害があつて、双方の相当因果関係を主張するのであれば、その根拠がきちんと記載された書類を提出する必要があります。また、検査項目のみではなく、体力の低下等の日常生活への支障を考慮して欲しいと思ふのであれば、日常生活状況について、診断書に記載してもらわなければなりません。

もちろん事実を偽ったり、隠したりすることは厳禁ですし、最終決定は行政にゆだねることになります。しかし、審査の判断材料が不足している書類を提出してしまつては意味がありません。

障害年金の申請準備では、予め申請のストーリーを組み立てて、その裏付けとなる書類(診断書、申立書等)を用意していくという申請者側の姿勢が重要です。

前発の障害と後発の障害について、「相当因果関係あり」と思われる根拠を診断書内に記載して頂く為に、以下の資料を診断書作成医にお渡ししました。診断書には、下記の詳細な幼少期の状況と、「小学生の頃から現在の症状が出現している」旨の文章を明記して頂きました。

現在までの日常生活の様子についての補足資料

- 幼い頃から、家の中でも外でも、いつも何かに脅えるようにびくびくしていました。そうかと思えば、何の前触れもなく大声を出して暴れるというようなことがほぼ毎日起きていました。わざわざ他の部屋にいる弟や祖母のところに行って暴力を振るうというようなことも頻繁にありました。その為、弟や祖父は、家の中にいても常に気が抜けない状態でした。
- 何もないところをじっと見ていることがよくありました。元々口数の多い子ではありましたが、突然ぼろっと「神様がいる」、「神様と話した」というようなことをと仰いだしたりして、家族は戸惑うことが多かったです。
- 高校を退学したあたりから徐々に悪化したような気はしますが、私達家族は、小学生のころからずっと、意志の疎通ができない、不穏興奮、暴力、清潔保持ができないといった、現在と同じような症状が続いていたと記憶しています。その為、小学生時代から続いている障害と、現在の障害が別のものであるという意識はありません。

(略)

- 私たち家族としては、症状の重さに変化はあっても、XXXXXXXXXXの受診時と現在が別の障害である、という意識はありません。現在は「統合失調症」という病名が付いておりますが、私達家族としては、小学生のころから今と同じような症状がずっとあったように記憶しております。(中略)「小学生時代より、不穏興奮や暴力等の症状があり、意思の疎通が取れない状況が続いている」旨、記入して頂けませんでしょうか。
- 小学生時代に診断された「広汎性発達障害、知的障害、抑うつ状態」と、現在の「統合失調症」は、因果関係があると考えられますでしょうか。なし、ということであれば、今回の障害年金申請は見送らなければならない可能性が出てきます。既存障害が今回の「統合失調症」の発症と関連性や前駆症状として考えられるようであれば、その旨ご記入頂きたいと思います。